様式第2号（第6条関係）

五霞町公園里親同意書

　五霞町と　　　　　　　　　　　（以下「里親」という。）は，五霞町公園里親活動実施要綱（令和3年五霞町告示第8号）に基づき活動するに当たり，次のとおり同意します。

１　里親の活動をする場合は，常に安全に配慮し遂行すること。

２　里親の活動に参加する者は，18歳以上である者とするが，18歳未満の者を参加させる場合は，18歳未満の者10人につき18歳以上の監督者を1人以上つけること。ただし，学校教育法（昭和22年法律第26号)に規定する学校が里親となる場合は，この限りでない。

３　里親の活動は，定期的に行うこと。ただし，必要に応じて随時行うことを妨げない。

４　里親の活動は，無償であること。

５　里親の活動中は，身分を証する書類を常に携行すること。

６　危険物は拾わないこと。また，これらのものを発見したときは，必要最小限の措置を取り町に処理を依頼すること。

７　里親の活動中に事故が発生したときは，その状況を速やかに町に連絡すること。

８　公園施設の破損を発見したときは，速やかに町に通報すること。

９　ごみは，可燃ごみ，不燃ごみ等に分別した上で，収集すること。

１０　里親の活動する期間は，この同意書を締結した日から当該年度の末日までとする。

１１　里親の活動する場所又は区域は，　　　　　　　　　　　　　とし，位置図に面積を表記したものを添付すること。

１２　町長から解消通知があった場合，又は公園里親から解消届の提出があった場合は，里親の活動の期間内であっても同意を解消することができる。

１３　里親の活動後に報告書を作成し，提出すること。

令和　　令和　　　年　　月　　日

五霞町長染　　染谷　森雄

里親名

代表者　住　所

 　　　 氏　名